

老発 0331 第9号
令和5年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

令和3年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）

令和4年12月23日に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）に基づく対応状況等に関する令和3年度の調査結果を公表したところです。

本調査結果によると、養介護施設従事者等による虐待については、相談・通報件数2,390件、虐待判断件数739件といずれも過去最多となる一方、養護者による虐待については、相談・通報件数36,378件、虐待判断件数16,426件と相談・通報件数は過去最多、虐待判断件数は減少する結果となりました。

高齢者虐待に関する相談・通報窓口の設置、事実確認、適切な措置等については、法により自治体が担うこととなっており、平成27年以降、毎年、「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」等を発出することにより、高齢者虐待に対する対応の強化等について周知徹底していますが、高齢者虐待は、依然として高止まりの傾向が続いています。

つきましては、下記に留意の上、高齢者虐待防止に対する体制整備の充実や再発防止に向けた取組の強化等に一層のご尽力をいただくとともに、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）、関係団体等への周知及びこれらを通じた介護施設・事業所等への周知を徹底していただくようお願いいたします。

【通知の要点】

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置
- ・改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・都道府県と市町村との連携・協働の強化
- ・地域での孤立化防止等による養護者支援の適切な対応
- ・改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の周知と積極的な活用

2 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務付けられたことを踏まえた、虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施
高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCA サイクル）の計画的な実施
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和4年度より補助対象に追加した介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用

1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた高齢者虐待への適切な対応等

(1) 高齢者虐待への適切な対応等

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）の結果を踏まえた高齢者虐待の増加要因等についての分析等が十分に行われていない都道府県、市町村が見受けられますが、本調査結果を活用することにより、高齢者虐待が発生する傾向や特徴、取組状況等を分析・検証し、地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応及び再発防止に関する対策を積極的に講じることが重要です。

また、本調査結果によると、事実確認を行っていない事案も報告されていますが、法第9条第1項及び第24条において、市町村等は、高齢者虐待に係る通報等を受けたときは、速やかに事実確認を行うこととされていることから、高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の生命や身体の安全確認及び虐待の有無を判断するために必要な情報を収集するとともに、専門職の積極的な活用や警察の援助を求める等により適切な事実確認を行うようお願いします。

なお、高齢者本人の安全確認や事実確認等については、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、十分な感染対策を行った上で、原則として、高齢者本人への訪問等により実施するようお願いします。

さらに、性的指向・性自認（性同一性）に関すること等を理由とした虐待を受けた高齢者も含め、老人福祉法に基づく措置入所等が必要な場合には、本人の意思や人格を尊重し、適切な措置が講じられるよう市町村への周知をお願いします。

(2) 養介護施設従事者等による虐待への適切な対応

養介護施設従事者等による虐待においては、介護保険法及び老人福祉法上の指導監督権限を有する都道府県や市町村の担当部署と虐待対応を行う市町村の担当部署との間で、十分な情報共有、連携・協働を図ることが必要不可欠であり、介護施設等に対する指導内容や改善計画、取組みについては、都道府県と市町村との役割分担の下、適宜、モニタリングを行うとともに、再発防止に向けた取組みを評価することが重要です。

また、本調査結果によると、過去に虐待が発生している、もしくは、指導等を受けた介護施設等においては、繰り返し虐待や不適切な対応が発生している状況が確認されていることから、初回の指導等において、虐待等の再発防止に向けた取組みを徹底していただくようお願いします。

さらに、虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」や「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等」が多数確認されていることから、介護施設等においても、虐待防止に向けた組織的な対応を積極的に行っていただくようお願いします。

(3) 養護者による虐待への適切な対応

新型コロナウイルス感染症等の影響により、通所介護、短期入所生活介護等の介護サービスの利用回数に変更が生じたこと等により、高齢者の居宅での生活時間の増加、養護者の生活不安やストレスが増加する等、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係や養護者の心身の状況等にも影響を及ぼし、世帯の孤立化や高齢者虐待の発

生、深刻化している現状が確認されています。

このため、市町村においては、以下の事項に留意しつつ、高齢者虐待の防止及び虐待への対応を、関係者と連携しつつ適切に実施するとともに、都道府県においては、管内の市町村に対し周知徹底を図り、「高齢者権利擁護等推進事業」を積極的に活用する等、必要な支援を継続していただけますようお願いいたします。

- ① 高齢者虐待の発生及び深刻化を防止する観点から、虐待防止に関する啓発や、在宅における一人暮らし高齢者等に対する地域での見守り等に加え、養護者が地域で孤立化することがないように、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を把握するために必要な対応を行うこと。
- ② 従来利用していた介護サービス等が利用できなくなることや利用回数に変更が生じること等は、高齢者本人や同居する家族等の負担が増加し、高齢者虐待の発生や深刻化するリスクが高まることが考えられることから、介護サービス等の利用が減少したにも関わらず代替サービスの利用がない場合や、介護サービスの利用を増加することが必要であるが困難であること等の状況が把握された場合においては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認に加え、フォーマル、インフォーマルサービスを含めた代替サービスの活用の検討すること。
- ③ 市町村等においては、虐待を受けた高齢者の保護や虐待の事実確認等、虐待対応に困難が生じた場合は、都道府県や関係団体等と連携、協働することにより適切な対応を実施すること。

(4) 高齢者虐待への対応と養護者支援（国マニュアル）

市町村、都道府県における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（平成30年3月厚生労働省老健局）」（国マニュアル）については、今年度、改定作業を進めてきたところであり、4月中に改定版を当省のホームページに掲載するとともに、自治体に配布する予定です。改定後のマニュアルについて、市町村等への周知徹底及び積極的な活用をお願いします。

2 高齢者虐待防止に係る体制整備の強化等

(1) 基準省令改正への対応について

基準省令改正により、令和3年4月1日から全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること、②虐待の防止のための指針を整備すること、③虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くことが義務付けられましたが、経過措置期間が令和5年度末で終了することから、期限内に必要な体制が整備されるよう、支援をお願いします。

(2) 高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCA サイクル）の実施

介護保険法第 116 条第 1 項の規定に基づき定められる「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）において、高齢者虐待防止の体制整備に関する事項が追加されたことを踏まえ、令和 5 年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に関する評価指標として高齢者虐待防止に関する項目を設定しました。

また、第 9 期介護保険事業（支援）計画策定に当たり、令和 4 年度社会保障審議会介護保険部会における高齢者虐待防止の推進に係る意見も反映し、当該計画基本指針の基本的事項に、「虐待防止対策について PDCA サイクルを活用して取り組むことの重要性」等を追記し、市町村と都道府県の基本指針に「養護者及び養介護施設従事者等による虐待の防止に向けた体制整備について」の取組みを新設することにより、虐待防止の取組みを一層推進する予定としております。

当計画を策定するに当たっては、令和 4 年度に実施した、「自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価などに関する経年的調査研究事業」の報告書（※）についても活用していただけますようお願いいたします。

※ 厚生労働省ホームページに掲載

(3) 介護サービス相談員派遣事業等の推進

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的です。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が有効であると考えられることから、令和 2 年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等におけるサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところ

です。
このため、都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いします。

（※）介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

（参考）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

3 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

高齢者の財産を狙った不当な物品販売や購入の強要、住宅改修などの財産上の不当取引（※）による高齢者の被害については、法第 27 条の規定に基づき、市町村において、相談に応じ、消費生活担当部署や関係機関を紹介するなど、適切な対応が図られているところであり、平成 27 年に都道府県に対し通知を発出し、必要に応じて消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）等を有効活用し、関係部署、機関の連携体制の構築に努めるよう依頼しているところです。

都道府県においては、市町村での財産上の不当取引に係る対応について、改善が必要と認められる場合等には、適切な支援、助言や注意喚起をお願いします。

（※）財産上の不当取引

養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得ることを目的として高齢者を行う取引

4 高齢者権利擁護等推進事業の活用

高齢者権利擁護等推進事業については、令和 4 年度に介護施設等における虐待防止研修を実施する講師を養成するための研修とともに、基準省令改正により義務化された委員会の開催や研修の実施等の体制整備を踏まえ、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣について新たに助成対象として追加したところです。

基準省令改正に関する事項が令和 6 年 4 月 1 日から義務となることに向け、市町村、都道府県における虐待の再発防止・未然防止策の推進のためにも活用していただくようお願いいたします。

また、養護者による虐待に関しては、虐待につながる可能性があるものの、市町村での対応が難しい事案に対応するために、市町村、介護支援専門員等と連携の下、弁護士、社会福祉士、医師等の専門職の派遣（いわゆるアウトリーチ）が有効とされているが、当該費用についても助成対象としていることから積極的に活用いただき、引き続き、管内市町村へのさらなる支援をお願いします。

(参考) 平成 27 年以降の発出通知

○平成 27 年 2 月 6 日老発 0206 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応の強化について」

○平成 27 年 11 月 13 日老発 1113 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「養介護施設従事者等による高齢者虐待の再発防止及び有料老人ホームに対する指導の徹底等について（通知）」

○平成 28 年 2 月 19 日老発 0219 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「平成 26 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 29 年 3 月 23 日老発 0323 第 1 号厚生労働省老健局長通知

「平成 27 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 30 年 3 月 28 日老発 0328 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「平成 28 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○平成 31 年 4 月 1 日老発 0401 第 9 号厚生労働省老健局長通知

「平成 29 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○令和 2 年 3 月 24 日老発 0324 第 4 号厚生労働省老健局長通知

「平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○令和 3 年 3 月 11 日老発 0311 第 2 号厚生労働省老健局長通知

「令和元年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」

○令和 4 年 3 月 9 日老発 0309 第 4 号厚生労働省老健局長通知

「令和 2 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について（通知）」